

岩手県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会規則第3号

岩手県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

岩手県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成12年岩手県教育委員会規則第11号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。